

災害及び新興感染症発生時等の 非常時に必要な体制について

全ての店舗で、災害及び新興感染症発生時等の
非常時に必要な体制を講じています。

- ・ 災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制を確保しています。
- ・ 都道府県等の行政機関、地域の医療機関若しくは薬局又は関係団体等と適切に連携するため、災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的に参加するよう努めています。
- ・ 災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で広く周知しています。
- ・ 災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行います。

